



新型インフルエンザ ワクチン接種のお知らせ

問い合わせ／健康づくり課 ☎048-465-8611 FAX 048-466-7522

埼玉県では、優先接種対象者以外の方（19歳から64歳の健康成人の方および1歳未満児）の接種が1月19日（火）から始まりました。※高齢者（65歳以上）の方の接種は1月12日（火）から始まっています。

— 現在、接種を希望するすべての県民の方の接種が可能となっています。

接種を希望される方は下記のとおり接種を受けてください。—

接種回数

（国内産ワクチン）

- ・13歳未満の方……2回接種
- ・そのほかの方……1回接種 ※ただし、基礎疾患を有する方のうち、著しく免疫反応が抑制されていると考えられる方は、個別に医師と相談のうえ、2回接種としても差し支えありません。

接種費用

— 接種費用は、任意接種のため自己負担となります。—

2回接種の場合 1回目 3,600円
（全国一律） 2回目 2,550円（1回目と異なる医療機関で接種する場合は3,600円となります。）

市では、下記の対象者に対して接種費用の負担軽減を実施します。

対 象 者	必 要 書 類	接 種 医 療 機 関	
		埼玉県内の医療機関	埼玉県外の医療機関 （埼玉県内の一部の医療機関を含む）
生活保護受給者	「生活保護受給者証」	左記の必要書類を接種医療機関窓口へ提示してください。医療機関窓口での接種費用の支払いが無料となります。	医療機関窓口で、一時的に接種費用をお支払いいただきます。後日、健康づくり課へ申請していただくことで、口座振替によりお返しします。
市県民税非課税世帯 （世帯員全員が非課税の方）	「市県民税非課税証明書」※ 市役所課税課・市役所総合窓口課・内間木支所・朝霞台出張所・朝霞駅前出張所で発行。「新型インフルエンザワクチン接種用」とお伝えください。朝霞市では、無料で発行いたします。		申請については、事前に健康づくり課へお問い合わせください。

※平成21年1月2日以降に朝霞市に転入してきた方は、前住所地の市区町村での発行となります。その際は平成21年度の非課税証明書を発行してもらってください（手数料がかかる場合がありますので、前住所地の市区町村にご確認ください）。

【ご注意】接種費用の負担軽減措置は、平成22年3月31日までに接種された方が対象です。

接種および接種費用の申請はお早めに！

接種場所

— まずは、かかりつけ医へご相談ください！ —

かかりつけ医で接種できない場合は、埼玉県ホームページで公表されている公表医療機関へご相談ください（ホームページがご覧いただけない場合は、健康づくり課でもご案内していますので、お問い合わせください）。

■ 輸入ワクチンについて

平成22年1月20日付で2製品の特例承認が決定しています。

各医療機関で使用されるワクチンについては、直接医療機関へお問い合わせください。



■ 1歳未満の子どもの接種について

1歳未満のお子さんは予防接種によって免疫をつけることが難しいため、国および県では、1歳未満のお子さん本人への新型インフルエンザワクチン接種は推奨していません（保護者が接種を受けて予防することが望ましいとされています）。

※この記事は2月4日現在の情報をもとに作成しています。